

幼児教育・保育の無償化に係る認定について

幼児教育・保育無償化の対象となるためには、予め認定を受ける必要があります。
下記を参考に事務手続きをしていただきますようお願いいたします。

1 新規申請手続き

以下の書類を、幼稚園へご提出ください。

<保育認定が不要な場合（新1号）>

- ・子育てのための施設等利用給付認定申請書

<保育認定が必要な場合（新2号、新3号）>

- ・子育てのための施設等利用給付認定申請書
- ・保育必要性事由を証明する書類（下表参照）

保育必要性事由		証明書類	認定期間
就 労 (60時間/月以上)	外 勤	・就労証明(申告)書	子どもの就学前日まで
	個人営業	・就労証明(申告)書 ・確定申告書の写し（開業して間がなく確定申告をしていない場合は開業届の写し）	
	内職	・内職・農業申告書 ・直近3か月分の給与明細の写し	
	農業	・内職・農業申告書	
産前産後		・母子健康手帳の写し (表紙及び出産予定日記入欄)	出産予定日の8週間前の属する月の初日から出産日の8週間後の属する月の末日まで
保護者の疾病・障がい	同居親族等の 介護・看護	・就労外申立書 ・医師等の作成した診断書 (家庭で保育ができない旨の記載が必要です)	医師等の作成した診断書に記載されている日まで (1年ごとに更新(現況確認後の11月頃))
災害復旧		・就労外申立書 ・罹災(りさい)証明書	左の状態が継続すると見込まれる日まで
就 学		・就労外申立書 ・在学証明書 ・カリキュラム等	在学証明書等に記載されている日まで (1年ごとに更新(5月頃))
保護者の育児休業		・育児休業の通知の写し又は 育児休業等状況書	育児休業終了日の前月末日（育児休業終了日が末日の場合は当月末日）まで
求職活動		・就労予定申立書・証明書	提出日の3か月後（産前産後、就学、育児休業後は1か月後）の属する月の末日まで (同一年度内の上限は3か月)

※保護者（父及び母）の証明書類が必要です。

※下線の証明書類は岡崎市の様式でご提出ください。岡崎市ホームページに様式及び記載例を掲載しています。

※証明書類は、証明日が認定希望開始日の2か月前以降（4月入園の場合は除く）であるものが有効です。

※就労証明は勤務実績ではなく、契約時間（残業を除く）を記載してください。

※保護者の疾病・障がい又は同居親族等の介護・看護で、診断書に具体的な期間が記載されていない場合、毎年10月に実施する現況調査まで（10月31日まで）を認定期間とします。現況調査の際は、子育てのための施設等利用給付認定変更申請書兼時変更届と証明書類を合わせて提出してください。

※証明書類を訂正する場合は、必ず証明者の印又は自署により訂正をしてください。

※毎年10月頃、保育必要性事由が継続しているかの確認（現況確認）のため、各種証明書類のご提出をお願いいたします。

※認定期間は、書類等の審査により市が決定いたします。

※書類に不備等があった場合は認定ができないことがありますので、必ず提出前に記載内容をご確認ください。

※認定終了日にご注意ください。施設利用費を遡って給付することはできません。

2 変更申請手続き

以下の書類を、幼稚園へご提出ください。

＜世帯情報を変更されるかた＞

例) 住所、氏名、世帯員、保護者、婚姻、離婚、出生、死亡等

- ・子育てのための施設等利用給付認定変更申請書兼変更届

＜認定情報を変更されるかた＞

例) 認定種別（新〇号）、認定期間、利用施設、保育必要性事由等

- ・子育てのための施設等利用給付認定変更申請書兼変更届
- ・保育必要性事由を証明する書類（前頁の表を参照）

※世帯情報、認定情報は変わらず就労先が変更の場合は、就労証明(申告)書のみご提出ください。

※無償化の対象から外れる場合の手続きがなされていなかった場合は、給付済の施設等利用費の返還を求める場合があります。

お問合せ先
岡崎市こども部 保育課
福祉会館3階

TEL : 0564-23-6175 FAX : 0564-23-6540